

かわにし労政 ニュース

編集・発行：川西市市民環境部産業振興課
川西市中央町12番1号
TEL 072-740-1162/FAX 072-740-1332



裏表紙に **QUOカード**
が当たるアンケート
があるよ



確認しよう、最低賃金！

兵庫県特定（産業別）最低賃金が改定されました。

兵庫県特定（産業別）最低賃金が、令和6年12月1日に改正されました。最低賃金は、年齢やパート・学生アルバイトなど働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

特定（産業別）最低賃金の適用業種	時間額	引上げ額	効力発生年月日
塗料製造業	1,099 円	51 円	令和6年12月1日
鉄鋼業	1,116 円	51 円	同上
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	1,087 円	52 円	同上
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	1,053 円	51 円	同上
輸送用機械器具製造業	1,126 円	51 円	同上
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	1,053 円	51 円	同上

地域別最低賃金	時間額	引上げ額	効力発生年月日
兵庫県最低賃金	1,052 円	51 円	令和6年10月1日

「繊維工業」、「各種商品小売業」、「自動車小売業」は、令和6年10月1日から兵庫県最低賃金が適用されています。

兵庫県の最低賃金についてのお問い合わせ先

・兵庫労働局労働基準部賃金室 TEL 078-367-9154

最低賃金特設サイト



技能功労者・優良従業員表彰

例年市内で優れた技能者や商工業の発展に尽くした人を表彰しています。今年度は、技能功労者2人、優良従業員1人が選出され、11月18日市役所で市長より表彰状が手渡されました。

受賞者の皆様 おめでとうございます。

優良従業員・技能功労者表彰についてのお問い合わせ先

・川西市産業振興課 TEL 072-740-1162



左より國津商工会会長、安藤実氏（株式会社塚本水道工業所・技能功労者）、越田市長、久本芳生氏（有限会社久本瓦工業・技能功労者）、林義浩氏（能勢電鉄株式会社・優良従業員）

フリーランスの取引に関する新しい法律が 11月に施行されました！



「フリーランス・事業者間取引適正化等法」

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

発注事業者は、フリーランスに対して書面等による取引条件の明示等が義務づけられます。発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務内容が異なります。



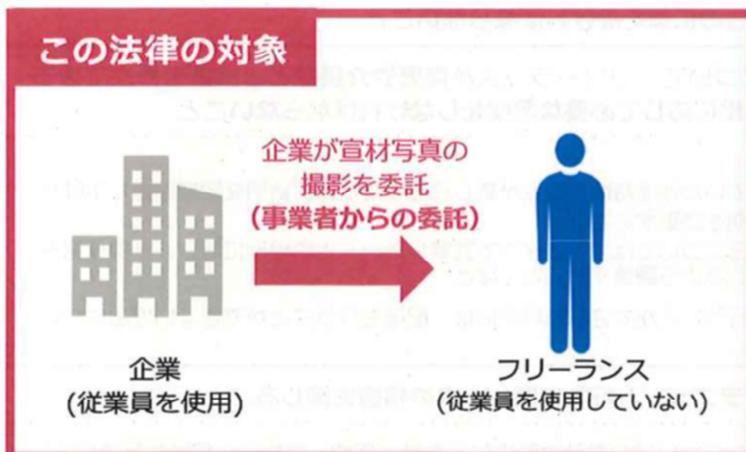
法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

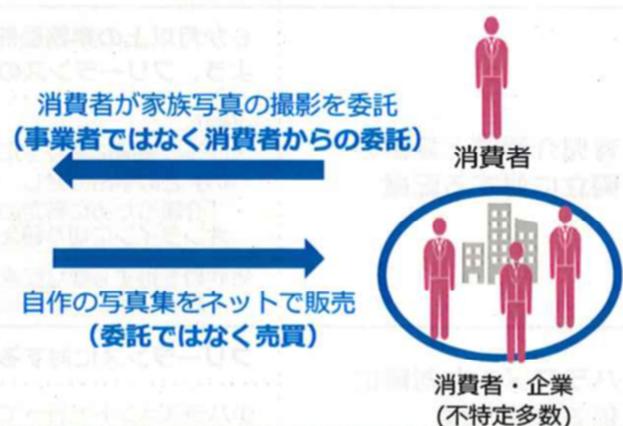
フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



この法律の対象外



この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、この記事では伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。

「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働 20 時間以上かつ 31 日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。

特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。

なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

フリーランスの取引に関する お問い合わせ先

・兵庫労働局雇用環境・均等部指導課 TEL 078-367-0820



育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法が改正されました。

令和7年4月1日より順次施行!!

改正のポイント



1. 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に関し、職場のニーズを把握した上で、柔軟な働き方を実現するための措置を講じ、労働者が選択して利用できるようにすること、また、子が3歳になるまでの適切な時期に、当該措置の個別の周知・意向確認を行うことが、事業者の義務になります。

所定外労働の制限（残業免除）の対象となる労働者の範囲が、小学校就学前の子（現行は3歳になるまでの子）を養育する労働者に拡大されます。

子の看護休暇が入園（入学）式、卒園式参加等の場合も取得可能となり、対象となる子の範囲が小学校3年生修了（現行は小学校就学前）まで拡大されます。また、勤続6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みも廃止となります。

3歳になるまでの子を養育する労働者に関し事業者が講ずる措置（努力義務）の内容に、テレワークが追加となります。

妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮が事業者の義務になります。



2. 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化

育児休業の取得状況の公表義務の対象が、常時雇用する労働者数が300人超（現行1,000人超）の事業主に拡大されます。

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定時に、育児休業の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定が事業主に義務付けられます。

次世代育成支援対策推進法の有効期限が令和17年3月31日まで、10年間延長となりました。



3. 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た時に、両立支援制度等について個別の周知・意向確認を行うことが事業者の義務となります。

労働者等への両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備（労働者への研修等）が事業者の義務となります。

介護休暇について、勤続6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みが廃止されます。家族を介護する労働者に関し事業者が講ずる措置（努力義務）の内容にテレワークが追加となります。

育児・介護休業法について
詳しくは☞



次世代育成支援対策推進法について
詳しくは☞



育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の改正についてのお問い合わせ先

・兵庫労働局雇用環境・均等部指導課 仕事と育児・介護の両立支援制度等相談窓口

TEL 078-367-0820

あなたの就職をサポートします！

川西しごと・サポートセンター

川西しごと・サポートセンターでは、求人検索機を操作して、全国のハローワークが受理した求人を検索することができます。相談窓口においては、求人の情報提供・職業相談・職業紹介を行っています。

しごと・サポート
センターで
できること

ご注意：川西しごと・サポートセンターはハローワーク伊丹の出先機関です。雇用保険業務及び公的職業訓練の手続きは行っておりません。



1



パソコン求人検索機を6台設置！求人を閲覧できます。キーワード検索も可能。

2



求人について事業所への問い合わせや、就職活動の相談を行います。

3



ハローワーク求人への応募をあっせんし、紹介状を発行します。

ご自宅のパソコンやスマートフォンでもハローワークの求人を見ることが可能です。
ハローワークインターネットサービス <https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>



問合せ

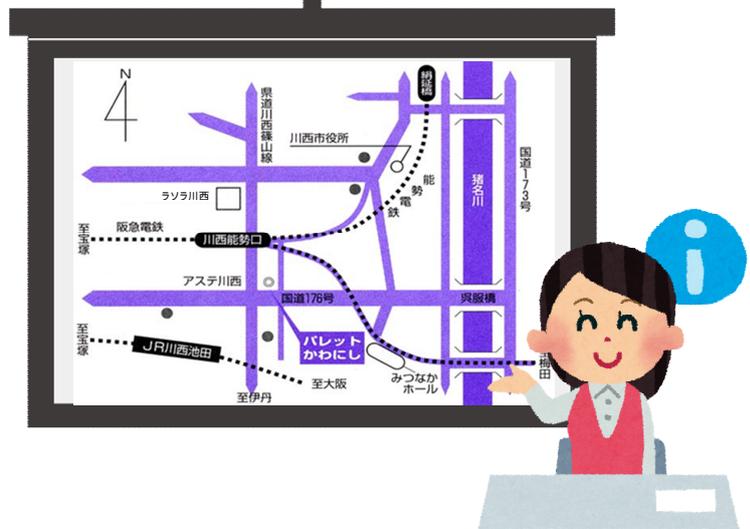
072-757-6380
(9時~17時)

所在地

川西市小花1-8-1
パレットかわにし2階

休館日

土・日・祝・年末年始



従業員の皆様！
お一人おひとり
お願いします。

アンケートにご協力をお願いします

労政ニュースに関するアンケートにご協力をお願いします！

現在、川西市では 事業者・労働者のみなさまにお知らせしたい情報を盛り込んだ労政ニュースを年2回発行しています。

今後の労政ニュースをよりよいものにするために アンケートにご協力をお願いします。

抽選でQUOカード1,000円をプレゼント

たくさんのご回答お待ちしております。

下記、QRコードから 2月28日(金)までに入力ください。

約2~3分の簡単なアンケートです。



よろしくお祈いします



お問い合わせ
川西市役所 産業振興課
TEL 072-740-1162